

意見書案第 13 号

漁網受け入れに関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、神奈川県知事に対し、次のとおり意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 27 日提出

横須賀市議会議員 木 下 憲 司

漁網受け入れに関する意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から早くも 1 年 9 カ月がたった。マグニチュード 9.0 という大地震と想定をはるかに超えた大津波は、我々がかつて経験したことのない被害と国土の破壊を広範囲にもたらした。その傷跡はいえるところかいまだに社会経済活動にも大きな影を落としている。

そのような中、すべての被災自治体が昨年中に復興計画を策定し、復旧から復興へとかじを切る決意を示したが、一步も前に進めない状況が続いている。

岩手県では災害廃棄物処理進捗率がわずか 3 割にすぎず、最終処分場の残余容量も余裕がないことから災害廃棄物処理計画の見直しを行い、依然として広域処理が必要であるとした。また、災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき国から神奈川県へ漁具・漁網の処理に対する協力要請が行われている。

津波被害に遭った町や村では多くの人が漁業を生業としている。一日も早く港や後背地の整備に着手しなければいつまでも復興には至らず被災地の真の自立も望めない。

我々は、もう一度被災地に思いをはせるべきではないだろうか。大切な家族を失い、住む家を失い、仕事さえ失って不自由な生活を強いられている人々が、未来へ向かって歩き出せるよう、可能な限りの支援をすることが、同じ日本人として今一番求められていると考える。

こうした中、受け入れの是非に苦悩する地元住民は住民意向調査を実施し、最終判断を委ねた結果、反対が賛成を 132 上回ることとなり、地元として受け入れ反対を表明するに至った。

この結果は、地元の苦渋の意思として重く尊重すべきである。しかしながら、賛否が拮抗した要因に県の対応に対する不信感が影響したとも言わざるを得ない。他方、被災地支援に協力したいという意向も多数あったということは否定することはできない。

よって、本市議会は県の要請を受け入れ、岩手県洋野町と野田村の漁網 2,000 トンをかながわ環境整備センターで処分することを望むものである。県におかれては、漁網の受け入れについて、地元の心情を十分に把握して、特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提案理由)

漁網の受け入れについて、地元の心情を十分に把握して、特段の配慮を講じるよう要望するため。